

求人者の皆さま！！

受け身の求人から攻めの求人へ！！
御社の求人を無料でPR！！



「ミニ企業展」(旧：ミニ企業説明会)に参加してみませんか？

ハローワーク岐阜では、求職者の方の雇用の拡大を図るとともに、管内企業の人材確保の場を提供する目的で、「ミニ企業展」を開催しています。求職者の出会いの場としてミニ企業展を活用してみませんか？

| | | |
|---------|---|---|
| 開催日時 | 原則 毎週水曜日 （第2週、第4週午後を除く） ★9時30分～11時30分 第1・5週 正社員向け求人対象 第3週 高齢者向け求人対象 第4週 パート向け求人対象 ★13時30分～15時30分 正社員向け求人対象 |  |
| 場所 | ハローワーク2階 会議室 | |
| 実施方法 | 1回につき2事業所まで。各事業所のブースを設け、 求職者と面談形式 で実施します。参加者が多数の場合は、複数名での面接形式となることもあります。 | |
| 参加対象事業所 | 就業場所が原則として当所管内であること（岐阜市・羽島市・各務原市・瑞穂市・山県市・本巣市・羽島郡・本巣郡） ・「ミニ企業展」当日に有効中の求人があること ・ 過去3年以内に一定の法令違反がないこと（※） ・ 3か月以内にミニ企業展 （旧名称：ミニ企業説明会） に参加していないこと | |

※一定の法令違反がないこと（下記の対象条項とは、求人不受理条件と同じ条項になります）

| 対象となる主なケース | |
|---|-----------------------------------|
| 労働基準法及び最低賃金法に関する規定 | 1年間に2回以上対象条項違反により是正指導を受けた場合 |
| 職業安定法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及び労働施策総合推進法に関する規定 | 対象条項に違反し、法違反の是正を求める勧告に従わず、公表された場合 |

*参加事業所については、庁舎内掲示・放送、インターネット（岐阜労働局HP、ハローワークインターネットサービス）、求人閲覧システム、求人情報等で広く周知します（原稿の締切日の都合により一部掲載できない場合もあります）。

玄関右横に設置した事業所PRボードにより、事業所のPRも可能です。詳細は窓口でおたずねください。



チラシに参加事業所の求人票をつけてハローワークの玄関で配布しています

玄関右側のPRボードにポスター等を掲示して事業所のPRが可能です



申込方法

- * 申込期間中（開催月の前々月の16日から月末まで。＜例＞3月開催→1月16日～末日まで）に裏面の「参加申込書」をFAX等でお送りください。参加要件を満たしているかどうかを確認の上、参加可能か否かの回答いたします。
- * 申込多数の場合は、要件を満たしている事業所の中から、「新はつらつ職場づくり宣言」登録事業所等、働き方改革等に取り組む事業所を優先的に選定させていただきます。
- * ハローワークから参加のご依頼をさせていただく場合もあります。

お申し込み・お問い合わせは **ハローワーク岐阜 求人第一部門**

電話 058-247-9891 FAX 058-247-8852

ハローワーク岐阜 求人係 あて

(F A X 0 5 8 - 2 4 7 - 8 8 5 2)

「ミニ企業展」参加申込書

「ミニ企業展」への参加を申し込みます。

申込年月日 年 月 日

| | |
|-----------------|------------------------------|
| 事業所名 (事業所番号) | (— —) |
| 事業所所在地 連絡先 | 〒 — |
| | 電 話 (— —) F A X (— —) |
| 出席担当者 役職・氏名 | 役職名 氏名 |
| | 役職名 氏名 |
| 希望日 | 第 1 希望 年 月 日 |
| | 第 2 希望 年 月 日 |

* 周知用のチラシやポスターに求人番号を 3 件まで掲載することができます。掲載を希望する求人について、下記にご記入ください。

| 求人番号 | 職種 | 求人数 |
|------|----|-----|
| — | | 人 |
| — | | 人 |
| — | | 人 |

【お願い】

- ・参加決定後に求人を取り消し、変更等がないようお願いいたします。
- ・求人条件が折り合わず、参加希望者がいない場合もありますので、あらかじめご了承ください。